

National Association of College Music Education
全国大学音楽教育学会
関西地区学会会則

第1章 目的および活動

第1条 本会は、全国大学音楽教育学会・関西地区学会と称する。

第2条 本会は保育士、幼児、児童教育者の養成機関等における音楽教育に関する研究を目的とし、会員相互の親睦を図る。

第2章 事業

第3条 前項の目的を達するため次の事業を行う。

1. 年2回定例研究会を行う。但し必要に応じて変更することがある。
2. その他、本会の目的にかなう事業を適宜行う。

第3章 会員

第4条 本会員は、次の通りとする。

1. 正会員

大学・短期大学または、それに準ずる教育機関等において音楽教育に携わる者で、本会の趣旨に賛同する者。

2. 個人会員

音楽教育に関する研究をする者。

3. 賛助会員

本会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得た者。

第5条 本会の入会に際しては、本会会員の推薦を必要とする。

第6条 2年間会費未納入、且つ連絡無き場合は退会とみなす。

第4章 総会

第7条 本会は、年1回総会を行う。

第8条 総会における議決は、総会出席会員の過半数の賛成をもって決める。

第5章 役員および会計監査

第9条 本会に次の役員を置く。

1. 顧問 若干名
2. 会長 1名
3. 副会長 2名
4. 書記 1名
5. 会計 1名
6. 常任委員 若干名

- 第10条 本会に会計監査2名を置く。
- 第11条 役員は、総会において正会員の互選によって選出する。但し顧問は本会の会長経験者を総会の議決を経て会長が委嘱する。
- 第12条 役員および会計監査の任期は、総会で選出された時から2年後の総会での改選までとする。但し留任をさまたげない。

第6章 会計

- 第13条 本会の経費は、会費、寄付金をもって、これにあてる。
- 第14条 正会員および個人会員は、次の会費を納入するものとする。
1. 入会金 2,000円
 2. 年会費 7,000円
- 第15条 賛助会員は、次の会費を納入するものとする。
1. 入会金 5,000円
 2. 年会費 10,000円
- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日をもって終わる。

第7章 事務局

- 第17条 1. 事務局長は、役員のうち書記がこれにあたる。
2. 事務局は、事務局長の所属校に設置する。

第8章 会則の変更

- 第18条 本会会則は、総会の承認をもって変更することができる。

付則

1. 本会の会則は、1984年6月8日より実施する。
2. 会則一部改定 1986年6月9日
3. 会則一部改定 1988年6月20日
4. 会則一部改定 1990年6月11日
5. 会則一部改定 1992年6月22日
6. 会則一部改定 1999年6月5日
7. 会則一部改定 2001年6月9日
8. 会則一部改定 2003年8月9日
9. 会則一部改定 2004年8月6日
10. 会則一部改定 2005年6月11日
11. 会則一部改定 2009年7月5日